

和歌山県提案：統計局、(独)統計センター

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
<p>全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)</p>	<p>① 統計局は都道府県を対象とした会議・研修が多く、交通の利便性が重要であるが、移転候補地である和歌山市は現所在地と比較して、関西国際空港まで約40分(新宿(若松河田)・羽田間は約60分)、新大阪駅まで約60分(名古屋以西は和歌山の方が近い)と遜色がない。</p> <p>② また、3時間程度の会議であれば全国の県庁所在地から日帰り出張が可能であるなど、他府県の県庁所在地と比較しても優れた立地である。</p> <p>③ 統計に関する専門性については、近畿の様々なネットワークを活用することにより確保が可能(近畿は一般社団法人日本統計学会の役員数やシンクタンクの数で東京に次いで多く、大学数は東京以上に多い)。</p>	<p>① 当局・当センターが和歌山県に移転することにより、統計行政の機能がどのように維持・向上されるのか、不明。</p> <p>② 都道府県を対象とした会議・研修の開催に関する交通アクセスの利便性については、当局・当センターだけでなく、東京に所在地がある他の省庁にも当てはまるものであるため、和歌山県への移転理由とならない。</p> <p>③ 日本統計学会の役員数、大学数、シンクタンク数の多寡が問題ではなく、当局・当センターにとって必要な統計の作成・提供等の知見を有する有識者がどの程度近隣にいるのか、不明。</p>
<p>東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体にとってのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)</p>	<p>○ 和歌山市への移転による人件費の縮減により、統計調査の充実(非常勤職員増員による集計の迅速化等)が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域手当の削減 東京都特別区 18% → 和歌山市 4% ⇒ 縮減効果 約8億円/年 ・非常勤職員賃金の縮減 総務省 7,731円/日 → 和歌山県 5,950円/日 ⇒ 縮減効果 約1億円/年 	<p>① 移転により、大臣や官邸報告・説明、各府省調整、国会対応等を迅速かつ正確に実施できなくなるなど統計行政に係る企画立案機能が損われることに対し、当該機能をどのように確保・向上させるのか、不明。</p> <p>② 移転により、施設整備にコストが発生するとともに、業務運営に係る国費や時間的コストも著しく増加することは明らかであるが、それを克服するだけのメリットが不明。</p> <p>③ 移転による人件費の縮減については、当局・当センターだけでなく、東京に所在地がある他の省庁にも当てはまるものであり、和歌山県への移転理由にはならない。</p> <p>④ 地域手当等の削減による人件費の縮減額は、統計調査の充実のための予算に直結するものではないものと思料。</p>
<p>政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)</p>	<p>① 統計調査に関しては、政治的判断を要する事案で、大臣等と緊急に協議を要する案件は他の局との比較のうえでは多くないものと考えられ、東京圏に位置する必要性は高くはないと考えている。政策の効果については、事業のほとんどが都道府県への法定受託事務であり、省庁の所在地が効果に影響を及ぼすことはない。</p> <p>② 同様に、国会対応を要する事案についても、他の局との比較のうえでは多くないものと考えている。</p> <p>③ 経済センサスや産業連関表等、国や自治体、企業等が政策判断や経営判断を行ううえで重要な指標となる情報を提供している機関であり、関係省庁との連携が必要となるが、ICTが発達している現在では、立地によるディスアドバンテージは極小化されており、不都合が生じるものとは考えていない。</p> <p>④ なお、現在も、国会対応等の窓口として霞ヶ関に分室を設置しており、霞ヶ関分室を維持することで、その他の人員は和歌山市に移転可能であると考えている。</p>	<p>① 基幹統計調査を円滑かつ効率的に実施するために都道府県が統計法に基づき法定受託事務として実施している調査票の配布、収集等に関する業務やICTを用いた統計情報の提供等といった業務を含め、統計局は、政府統計の中核的機関として、統計行政に係る業務全般を実施。</p> <p>② 移転により、統計行政に係る企画立案機能が損われることに対し、当該機能をどのように確保・向上させるのか、不明。また、業務運営に係る国費や時間的コストも著しく増加することは明らかであるが、それを克服するだけのメリットが不明。</p> <p>③ 統計センターは、統計局と一体となった対面の協議によりデータ確定作業を期日までにを行うことが必須。情報漏えいリスクも踏まえ、統計局と緊密な連携が確保できる場所にあることが不可欠。各府省と統計作成・統計情報のシステム管理で連携しており、東京にあることが不可欠。</p>
<p>その他</p>	<p>① 統計局・統計センターは総務省第二庁舎の約95%を占有しており、移転により新宿にある現庁舎敷地(約2.4万㎡)の売却が可能(約300億円と推定)。</p> <p>② 現庁舎は築47年が経過し、H18年に実施された調査で「震度6強以上の地震で倒壊する危険性が高い」と診断されており、耐震化工事が必要(工事費は約41億円)。</p> <p>③ 移転候補地として和歌山市を想定しており、既存施設の活用の場合は耐震化・改修工事費は和歌山県が負担の予定。新設の場合は県有地を無償貸与の予定。職員住宅を新設する場合は市有地を無償貸与の予定。</p>	<p>① 提案内容からは、既存施設や県有地の広さ、場所等の仕様が明らかにされておらず、統計行政の遂行に必要な施設・設備が確保されるのか、不明。いずれにせよ、借料又は建設費用が発生するなど、新たに財政的負担が生じることとなるが、それを克服するだけのメリットが不明。</p> <p>② 現在、総務省第二庁舎においては、他の部局も入居しており、移転により、即売却とならない。また、現庁舎の耐震補強については、財政当局と協議していく予定であり、必要な金額はその過程で決定される。</p>